

回 覧

令和3年7月1日

各 位

津野町長 池田 三男（公印省略）

町営住宅の入居希望者を下記により募集しますので、入居を希望される方は令和3年7月26日（月）までに、役場総務課に申し込んでください。

◎Monte家（世帯用）

募 集 戸 数	世帯用1戸（地域優良賃貸住宅）
所 在 地	姫野々362-1 Monte家(203)
規 格 等	RC造（平成26年建築）3階建3階 オール電化 DK7.5帖、洋室7畳2室、浴室、洗面室、トイレ
家 賃	30,000円
敷 金	90,000円（家賃の3ヶ月分）
入居の資格	※次の要件のすべてを備えている方 ○申込み時点において世帯主の年齢が45歳以下であり、かつ将来、津野町に定住する意思のある者で、世帯要件として次のいずれかに該当する者 ア. 子育て世帯（入居を申込む時点において、18歳未満の者がいる世帯） イ. 新婚等世帯（入居を申込む時点において、18歳未満の者はいないが、婚姻の届出済みの者で、かつ現住所において配偶者と同居していることが明らかな世帯） ○津野町ステップ住宅（平成8年建築）に入居の実績がない世帯 ○地方税及び公共料金等を滞納していないこと ○世帯の所得金額が月額487,000円以下のもの ○地区会へ必ず加入すること
入居期間	10年以内
定住奨励金	入居者が津野町に定住する目的で町内に個人住宅を取得してMonte家を明け渡す場合において、入居期間割合に応じて定住奨励金を交付
申 請 方 法	申込書に必要事項を記入し、 <u>入居予定者の住民票・課税証明書（源泉徴収票）・完納証明書、その他必要書類</u> を添えて7月26日(月)までに役場に提出のこと。（申請書は役場にあります）
選 考 方 法	申込書の書類審査、実態調査、津野町営住宅入居者選考委員会等により、入居者を決定する。
入 居 時 期	8月中旬以降

※裏面へ続く※

◎保井川団地・板橋団地（世帯用）

募集戸数	世帯用1戸（公営住宅）	世帯用1戸（公営住宅）
所在地	芳生野甲200-2 保井川団地（12-1）	力石2903-1 板橋団地（1-2）
規格等	木造平屋建（平成12年建築）	木造2階建（平成7年建築）
	DK、浴室、洗面、トイレ 和室6帖1室、7.5帖1室 洋室6帖1室	1階 DK、和室6帖1室 浴室、トイレ 2階 洋室4.5帖1室 和室6帖1室
家賃	入居者の収入に基づき家賃を決定（毎年の収入申告による）	
敷金	入居者の収入に基づき決定した家賃の3ヶ月分	
入居の資格	<p>※次の要件のすべてを備えている方</p> <p>○現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情のある者、その他婚姻の予約者を含む。）のある者</p> <p>○所得金額が次の条件に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般世帯 月額 158,000円以下 ・高齢者、障害者世帯 月額 214,000円以下 <p>○現に住宅に困窮していることが明らかでない方</p> <p>○地方税及び公共料金等を滞納していないこと</p> <p>○町内に住所を有する者、又は定住（住民票の異動）の意思があるもの</p> <p>○地区会へ加入すること</p>	
申請方法	<p>申込書に必要事項を記入し、<u>入居予定者の住民票・課税証明書（源泉徴収票）・完納証明書、その他必要書類</u>を添えて7月26日(月)までに役場に提出のこと。（申請書は役場にありません）</p>	
選考方法	<p>申込書の書類審査、実態調査、津野町営住宅入居者選考委員会等により、入居者を決定する。</p>	
入居時期	8月中旬以降	

※ 期日までに応募のない場合は、その後3ヶ月間は先着順で入居選考を行い決定します。

*お申し込み・お問い合わせ先 役場総務課住宅係（本庁） 高橋保博 電話：55-2311
役場介護福祉課住宅係（西庁） 溝淵敏彦 電話：62-2311